

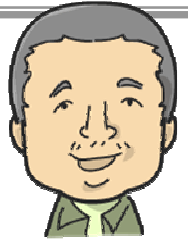


# 社会保険労務士事務所 あおぞらコンサルティング あおぞらLetter

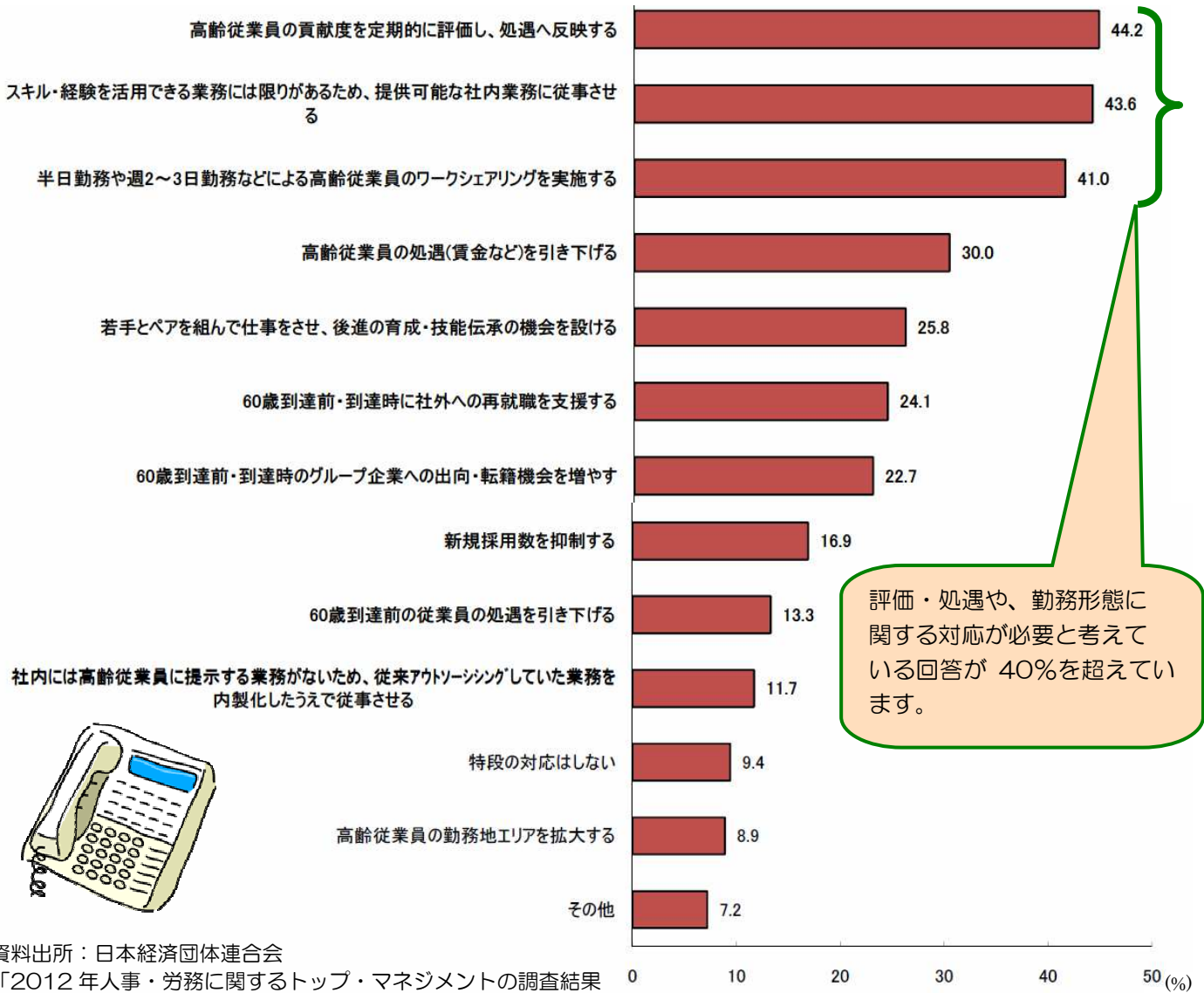
〒101-0048  
東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F  
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276  
担当: 上野

## 改正高年齢者雇用安定法についての対応

平成25年4月1日より、高年齢者雇用安定法の一部が改正され、60歳の定年後も、原則、希望者全員を65歳まで雇用することが義務化されます。今回は高年齢者雇用安定法の改正にともない必要となる対応についての調査結果をご紹介します。



### 高齢従業員の雇用確保について 高年齢者雇用安定法の改正にともない必要となる対応（複数回答）



- 前年の調査結果と比較すると、原則、希望者全員を65歳まで雇用することの義務化にともない、単純に賃金等の処遇を一律に引き下げるといった対応ではなく、高齢従業員を有効に活用するために、様々な方法を考える企業が増えています。
- 御社においても、高齢従業員の増加に伴い、どのような方法を用いて活用していくか、自社に合った方法を検討する必要があります。



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277